

施策名【林業】

[illegible]

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	新規狩猟免許取得者等補助金			
事務事業名称	野生鳥獣保護管理対策事業		事務事業コード	3122-2
所 管	経済	部	耕地林務	課 林務 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市野生鳥獣被害対策事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 20 年度 (経過年数 18 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許や猟銃の所持許可の取得等に係る必要経費を負担することで、従事者の確保を目的とする。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	狩猟免許手数料(5,200円全額)、※猟銃及び空気銃の取得等に関する講習手数料(6,900円全額)、※射撃教習資格認定手数料(8,900円全額)、※銃砲刀剣類所持許可手数料(10,500円全額) ※県費補助対象(1/2以内)				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	近年、猟友会会員数が減少していることから、会員数維持のための目標値を設定する。		目標値	25人
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			7 件		件			
決算額(予算額)			106,500 円		199,100 円		315,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		19,100 円		50,000 円		100,000 円	
	一般財源		87,400 円		149,100 円		110,000 円	
指標	目標値	(単位)	25	人	25	人	25	人
	実績値	(単位)	7	人	9	人		
	達成率		28.0	%	36.0	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する							

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・猟友会会員の減少や高齢化等により、有害鳥獣駆除の実施が難しくなることが想定される。継続した駆除を実施していくため、会員の確保に向け、補助を実施する必要がある。 ・有害鳥獣による市内の農林業被害を減少させるため、意欲のある個人が、積極的に狩猟免許の取得に取り組むことができる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	- 行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められることから、当面の間、現行どおり継続する。 - 国県等連携補助金のため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行う。 - 達成率向上のため、広報等媒体による制度のPRを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乘せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】